

仕 様 書

1. 業務名 高山学園園庭等整備業務委託

2. 業務場所 豊橋市立高山学園

3. 業務内容

(1) 園舎敷地

市が指定する日の3回分

・園舎敷地 3, 1 6 3 m²の草刈り、芝刈り及び処分 3回

(2) 園庭

市が指定する日の1回分

・園庭 2, 1 7 6 m²の芝刈り及び処分 1回

・機械刈の用具及び燃料代、手刈用の鎌等は受託者にて用意し、その費用(処分に要する費用含む)は受託者の負担とする。また、業務実施及び完了報告にかかるその他一切の費用についても受託者の負担とする。

4. 業務期間 令和7年5月17日 ～ 令和7年11月30日

5. 支払方法 業務実施毎に実績払

6. その他

- ・園内では園長及び職員の指示に従うこと。
- ・業務実施日は園長と相談して決定し、特に園で行事が行われる日は極力避けること。
- ・受託者は各回業務終了後に委託者に対し業務実施報告書を提出すること。なお、報告書には現場写真を添付すること。
- ・この仕様書に取り決めのない事項は、双方協議して別に定めるものとする。

除草業務の安全対策について

- 1 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- 2 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- 3 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- 4 除草作業は、必ず2名以上で実施すること。
- 5 作業者のうち1名を作業責任者とする。作業責任者は現場に常駐し、現場を管理すること。
- 6 受託者、作業責任者、作業者の相互の連絡方法を発注者に報告すること。
- 7 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、豊橋市から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- 8 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- 9 建設工事保険等の加入について
 - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。